

武蔵野市下水道事業審議会設置条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市下水道事業審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市下水道総合計画及び武蔵野市下水道事業経営戦略の見直し等を定期的に行うことで、武蔵野市（以下「市」という。）の下水道を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた健全な下水道事業の運営を継続するため、武蔵野市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 武蔵野市下水道総合計画の評価及び見直しに関する事項
- (2) 武蔵野市下水道事業経営戦略の評価及び見直し並びに公共下水道の使用料の見直しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項について審議するときは、市民その他審議会が必要と認める者の意見を聴くことができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員10人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者
- (3) 市の下水道事業に関係する団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 市の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は4年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。 (1)から(59)まで （略） (60)から(69)まで	(目的及び適用範囲) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。 (1)から(59)まで （略） <u>(60) 下水道事業審議会の委員</u> <u>(61)から(70)まで</u>	号の追加 号の繰下げ
第3条 第1条第13号から第 <u>66号</u> までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。	第3条 第1条第13号から第 <u>67号</u> までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。	字句の改正
第4条 第1条第 <u>67号</u> から第 <u>69号</u> までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給す	第4条 第1条第 <u>68号</u> から第 <u>70号</u> までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給す	字句の改正

る。	る。																			
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）																			
日額で定める報酬額	日額で定める報酬額																			
<table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>財産価格審議会の委員から 下水道施設長期包括業務委 託事業者選定委員会の委員 まで（略）</td><td></td></tr><tr><td>緑化推進審議会の委員から 選挙立会人まで（略）</td><td></td></tr><tr><td>備考（略）</td><td></td></tr></table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から 下水道施設長期包括業務委 託事業者選定委員会の委員 まで（略）		緑化推進審議会の委員から 選挙立会人まで（略）		備考（略）		<table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>財産価格審議会の委員から 下水道施設長期包括業務委 託事業者選定委員会の委員 まで（略）</td><td></td></tr><tr><td>下水道事業 審議会の委 員</td><td>// 12,000円</td></tr><tr><td>緑化推進審議会の委員から 選挙立会人まで（略）</td><td></td></tr><tr><td>備考（略）</td><td></td></tr></table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から 下水道施設長期包括業務委 託事業者選定委員会の委員 まで（略）		下水道事業 審議会の委 員	// 12,000円	緑化推進審議会の委員から 選挙立会人まで（略）		備考（略）		項の追加
職名	報酬額																			
財産価格審議会の委員から 下水道施設長期包括業務委 託事業者選定委員会の委員 まで（略）																				
緑化推進審議会の委員から 選挙立会人まで（略）																				
備考（略）																				
職名	報酬額																			
財産価格審議会の委員から 下水道施設長期包括業務委 託事業者選定委員会の委員 まで（略）																				
下水道事業 審議会の委 員	// 12,000円																			
緑化推進審議会の委員から 選挙立会人まで（略）																				
備考（略）																				

（提案理由）

下水道を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた健全な下水道事業の運営を継続するため、武蔵野市下水道総合計画及び武蔵野市下水道事業経営戦略の定期的な見直し等について審議する附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市下水道事業審議会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。